

(平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

(消費税法の一部改正)

第五条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第三十条第九項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録

第三十条第十項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第三十二条第一項中「行つた課税仕入れ」の下に「（第三十条第一項の規定の適用を受けたものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、「（第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「同項第一項」を「同項」に改め、同項第一号中「百十分の七・八」の下に「（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）」を加え、同条に次の一項を加える。

8 第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の細目に関する事項は、政令で定める。

第三十五条の二第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のようにより改正する。

第八十六条の五第十三項中「前項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項の次に次の三項を加える。

(消費税法の一部改正)

第五条 同 上

同 上

同 上

(租税特別措置法の一部改正)

第十一条 同 上

第八十六条の五第十一項中「前項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

13| 被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第十五条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるのは、「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあらわれたものとみなし、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

14| 前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「のその」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替えるものとする。

15| 消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十三項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失つたときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第十三項（同条第十四項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

11| 被災事業者である適格請求書発行事業者（消費税法第二条第一項第七号の二に規定する基準期間における課税売上高が千万円以下である者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が、指定日までに同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、その提出があつた日の翌日に、同条第一項の登録は、その効力を失う。この場合において、当該適格請求書発行事業者のその提出があつた日の属する課税期間に係る同法第九条第一項及び第十五条第六項の規定の適用については、同法第九条第一項中「である者（適格請求書発行事業者を除く。）」とあるのは、「である者」と、同法第十五条第六項中「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間における」とあらわれたものとみなし、「若しくは」とあるのは「又は」とする。

12| 前項の規定は、被災事業者である適格請求書発行事業者が、第三項の届出書を提出した場合について準用する。この場合において、前項中「同法第五十七条の二第十項第一号の規定による」とあるのは「第三項の」と、「の翌日」とあるのは「に、同法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書がその納税地を所轄する税務署長に提出されたものとみなし、同日の翌日」と、「のその」とあるのは「の第三項の届出書の」と読み替えるものとする。

13| 消費税法第五十七条の二第十一項の規定は、第十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同条第一項の登録がその効力を失つたときについて準用する。この場合において、同条第十一項中「第六項の規定による登録の取消しを行つたとき、又は前項」とあるのは「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十六条の五第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）（納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例）」と、「取り消された又はその」とあるのは「その」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 同 上

一〇七 省略

七の二 附則第四十条第三項の規定 令和元年七月一日
七の三 次に掲げる規定 令和元年十月一日

イ 本省略

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日
九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 本省略

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 令和三年十月一日
九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条规定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（「（別表第二」を「（同表」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第百二十八条の二において「五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第百六十一条の規定

十 ロ 本省略

（還付金の益金不算入に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第二百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の令和元年十月一日以後に開始する新法人税法第二百四十二条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第二百四十二条の二第二項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第二百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第二百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

一〇七 同上

七の二 附則第四十条第三項の規定 平成三十一年七月一日
七の三 次に掲げる規定 平成三十一年十月一日

イ 本同上

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十三年十月一日
九 次に掲げる規定 平成三十五年十月一日

イ 本同上

八 附則第四十四条及び第四十五条の規定 平成三十三年十月一日
九 次に掲げる規定 平成三十五年十月一日

イ 第五条の規定（同条中消費税法第二条第四項の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第八条の改正規定、同法第九条第五項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十五条第六項の改正規定（「第十二条の三」を「第十二条の四」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定、同条第十一項の改正規定（「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える部分を除く。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条规定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法別表第一第四号イの改正規定（「（別表第二」を「（同表」に改める部分に限る。）及び同表第十二号の改正規定（「別表第二」を「別表第二の二」に改める部分を除く。）を除く。）（附則第四十四条第一項、第五十二条第一項及び第百二十八条の二において「三十五年改正規定」という。）並びに附則第四十六条から第五十三条まで及び第百六十一条の規定

十 ロ 本同上

（還付金の益金不算入に関する経過措置）

第二十八条 新法人税法第二百四十二条の二第一項の規定は、外国法人の平成三十一年十月一日以後に開始する新法人税法第二百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る新法人税法第二百四十二条の二第二項第四号に規定する還付金の額について適用し、外国法人の同日前に開始した第二条の規定による改正前の法人税法（以下この条において「旧法人税法」という。）第二百四十四条の十三第一項第一号に規定する還付所得事業年度に係る旧法人税法第二百四十二条の二第一項第四号に規定する還付金の額については、なお従前の例による。

(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定（新地方法人税法第二十三条の規定を除く。）は、法人の令和元年十月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

省 略

3 2 新地方法人税法第二十三条の規定は、法人の令和元年十月一日以後に開始する同条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した第三条の規定による改正前の地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

4 省 略

(二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 省 略

3 2 省 略

3 施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「五年施行日」という。）の前日までの間における二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(元年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、令和元年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「元年適用日」という。）から五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「三十

(地方法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十条 第三条の規定による改正後の地方法人税法（以下この条において「新地方法人税法」という。）の規定（新地方法人税法第二十三条の規定を除く。）は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用し、法人の同日前に開始した課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税については、なお従前の例による。

同 上

3 2 同 上

3 新地方法人税法第二十三条の規定は、法人の平成三十一年十月一日以後に開始する同条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額について適用し、法人の同日前に開始した第三条の規定による改正前の地方法人税法第二十三条第一項本文に規定する課税事業年度の同項に規定する基準法人税額に対する地方法人税の額については、なお従前の例による。

4 同 上

(二十八年新消費税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 同 上

3 2 同 上

3 施行日から附則第一条第九号に定める日（以下附則第五十二条までにおいて「三十五年施行日」という。）の前日までの間における二十八年新消費税法第五十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「場合並びに」とあるのは「場合及び」と、「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」と、同項第二号の二中「場合及び次条第一項の登録を受けている場合」とあるのは「場合」とする。

(三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置)

第三十四条 事業者が、平成三十一年十月一日（以下附則第四十条までにおいて「三十一年適用日」という。）から三十五年施行日の前日までの間に国内において行う課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。以下附則第五十二条までにおいて同じ。）のうち次に掲げるもの（以下附則第三十九条までにおいて「三十

の譲渡等」という。) 及び保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同一。)のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

一・二 省略

元年適用日から五年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、元年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)及び元年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。)並びに元年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、元年適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに元年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

| 第三十条第一項 | 百十 分 の 七・八 |
|--|--|
| 我が他の方から受けた元年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等を下この章において同じ。)に係るものである場合には、百八分の六・二四) | 百十 分 の 七・八 (当該課税仕入我が他の方から受けた元年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等を下この章において同じ。)に係るものである場合には、百八分の六・二四) |

一・二 同上

三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの間における消費税法第三十条、第三十二条、第三十六条、第三十八条、第三十九条、第四十三条、第四十五条及び第四十七条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、読み替えられたこれらの規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、三十一年適用日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等(同法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)及び三十一年適用日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ(同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第五十三条までにおいて同じ。)並びに三十一年適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十一年適用日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十一年適用日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに三十一年適用日前に保税地域から引き取つた課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

| 同 上 | 百十 分 の 七・八 |
|-----|--|
| 同 上 | 百十 分 の 七・八 (当該課税仕入我が他の方から受けた三十一年軽減対象資産の譲渡等(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十五号)附則第三十四条第一項に規定する元年軽減対象資産の譲渡等を下この章において同じ。)に係るものである場合には、百八分の六・二四) |

一年軽減対象資産の譲渡等」という。) 及び保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下附則第四十六条までにおいて同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同条までにおいて同一。)のうち第一号に規定する飲食料品に該当するものに係る消費税率は、同法第二十九条の規定にかかわらず、百分の六・二四とする。

| | | | | | | |
|-------------|----------|-----|----|-----|----|--|
| | | | | | | 第三十条第八項 第一号ハ |
| | | | | | | 内容 |
| 第三十二条第一項第一号 | 百十 分の七・八 | 省 略 | 内容 | 省 略 | 内容 | 内容（当該課税仕入れが他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、資産の内容及び元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨） |

| | | | | | | |
|--|-----|-----|--|-----|--|--|
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 百十 分の七・八（当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた元年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四） | 同 上 | 同 上 | 内容（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、資産の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨） | 同 上 | 内容（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、資産の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨） | 内容（当該課税仕入れが他の者から受けた三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、資産の内容及び三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものである旨） |

| 第三十六条第一項 | 百分の七・八 | | | | |
|-------------|-------------|----------|----------|--|---|
| 第四十三条第一項第二号 | 第四十三条第一項第一号 | 第三十九条第一項 | 第三十八条第一項 | 第三十八条第一項 | 第三十八条第一項 |
| 省略 | 省略 | 百十分の七・八 | 百分の十 | 百分の十（当該課税資産の譲渡等が元年減対象資産の譲渡等である場合には、百分の八） | 百分の十（当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた元年減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合は、百八分の六・二四） |

| | | | | | | |
|----|----|-----------|--|--|---|---|
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 百八分の六・二四） | 百分の十（当該課税資産の譲渡等が三十一年減対象資産の譲渡等である場合には、百分の八） | 百分の十（当該課税資産の譲渡等が元年減対象資産の譲渡等である場合には、百分の八） | 百分の七・八（当該税込価額が元年減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四） | 百分の七・八（当該課税仕入に係る棚卸資産が他の者から受けた元年減対象資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十四条第一項第一号に規定する飲食料品に該当するものである場合は、百八分の六・二四） |

| | | | |
|-------------|----|----|----|
| 第四十五条第一項第一号 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 第四十七条第一項第一号 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 第四十五条第一項第一号 | 省略 | 省略 | 省略 |

| | | | |
|----|----|----|----|
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

3 前項前段の規定の適用がある場合における消費税法第三十条第七項の規定の適用については、前項前段の規定による読み替え前の同法第三十条第九項第一号に掲げる書類の交付を受けた事業者が、当該書類に係る課税資産の譲渡等の事実に基づき次に掲げる記載事項に係る追記をした当該書類を保存するときは、消費税法第三十条第七項に規定する請求書等の保存があるものとみなして、同項の規定を適用する。

一 消費税法第三十条第九項第一号ハに掲げる記載事項（当該記載事項のうち、課税資産の譲渡等が元年軽減対象資産の譲渡等である旨に限る。）

二 省略

4 第一項の規定の適用を受ける元年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第三十五条 事業者が、元年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項におい

4 第一項の規定の適用を受ける三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る課税仕入れ等の税額（消費税法第三十条第二項に規定する課税仕入れ等の税額をいう。）の計算方法その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率に関する経過措置）

第三十五条 事業者が、三十一年適用日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第五十条第二項において「三十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法（三十年改正法附則第四条第二項に規定する旧効力消費税法をいう。附則第五十条第二項におい

て同じ。) 第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。) につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で元年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち元年適用日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 省略

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額(同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)を収入した日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が元年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、元年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が元年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

おいて同じ。) 第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。) につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で三十一年適用日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち三十一年適用日以後に課税資産の譲渡等を行つたものとみなされる部分に係る消費税については、前条第一項の規定は、適用しない。

2 同上

(小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期等の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置)

第三十六条 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額(同法第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下附則第五十条までにおいて同じ。)を収入した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十一年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

(国、地方公共団体等に対する特例に関する経過措置)

第三十七条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、附則第三十四条第一項の規定は、適用しない。

2 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十一年適用日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が三十一年適用日以後であるときは、当該課税仕入れに係る同法第三十条、第三十二条及び第三十六条の規定の適用については、附則第三十四条第二項前段の規定は、適用しない。

消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、元年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(元年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 元年輕減対象資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定（同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。）による改正後の同法第八条第一項その他）の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）を行う事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されるものを除く。以下附則第四十条までにおいて同じ。）が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。）が五千万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項に規定する分割等に係る課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。以下附則第四十四条までにおいて同じ。）が五千万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち元年適用日から三十年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。）附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法附則第五条第一項の規定の適用の適用を受ける課税資産の譲渡等その他の政令で定める課税資産（二十四年消費税法改正法第一号において同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課される税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において

消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が、三十一年適用日前に行つた課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前二項の規定に準じて、政令で定める。

(三十一年輕減対象資産の譲渡等を行う中小事業者の課税標準の計算等に関する経過措置)

第三十八条 三十一年輕減対象資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定（同条中同法第八条の改正規定に限る。以下この項及び附則第五十二条第一項において同じ。）による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項に規定する分割等に係る課税期間とみなされる期間を含む。以下附則第四十九条までにおいて同じ。）（二十八年新消費税法第三十七条第一項に規定する分割等に係る課税期間を除く。次項において同じ。）のうち三十一年適用日から三十年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。）中に国内において行つた課税資産の譲渡等（消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項第一号において「二十四年消費税法改正法」という。）附則第十六条第一項において読み替えて準用する二十四年消費税法改正法第一号において同じ。）の税込価額（対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課される税額に相当する額を含むものとする。以下この条及び同項各号において

同じ。) を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(元年軽減対象資産の譲渡等に該当するもの)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 省 略

二 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

元年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち元年適用日から五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る元年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(元年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 省 略

二 前号に掲げる金額のうち、元年軽減対象資産の譲渡等にのみ要する

各号において同じ。)を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、当該税込価額の合計額に軽減売上割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 同 上

二 前号に掲げる金額のうち、三十一年軽減対象資産の譲渡等に係る部分の金額

三十一年軽減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間(その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間であつて二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間のうち三十一年適用日から三十五年施行日の前日までの期間に該当する期間をいう。)中に国内において行つた卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該税込価額の合計額に小売等軽減仕入割合(第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。第五項及び第六項において同じ。)を乗じて計算した金額(以下この項において「軽減対象小売等税込売上額」という。)に百八分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る三十一年軽減対象資産の譲渡等の対価の額の合計額とし、当該税込価額の合計額から軽減対象小売等税込売上額を控除した残額に百十分の百を乗じて計算した金額を当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等(三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当するものを除く。)の対価の額の合計額として、この附則及び消費税法の規定を適用することができる。

一 同 上

二 前号に掲げる金額のうち、三十一年軽減対象資産の譲渡等にのみ要する

第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として元年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の輕減割合又は第二項の小売等輕減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該輕減売上割合又は当該小売等輕減仕入割合なしで、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における輕減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における輕減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第

第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業者（主として三一年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者に限る。）が、第一項の輕減売上割合又は第二項の小売等輕減仕入割合の計算につき困難な事情があるときは、百分の五十を当該輕減売上割合又は当該小売等輕減仕入割合とみなして、これらの規定を適用することができる。

5 消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（前項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）につき、同条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等の対象には、当該売上げに係る対価の返還等の対象となつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該売上げに係る対価の返還等の金額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該売上げに係る対価の返還等の金額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における輕減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（前項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十八条第一項に規定する三一年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

6 消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、第一項又は第二項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等（第四項の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を含む。）に係る売掛金その他の債権につき、同条第一項に規定する事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつた場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の事実に基づき、同項の規定を適用する。ただし、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額を税率の異なるごとに区分することが困難な場合には、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に当該課税資産の譲渡等を行つた第一項の適用対象期間における輕減売上割合又は第二項の適用対象期間における小売等輕減仕入割合（第四項の規定の適用がある場合には、百分の五十）を乗じて計算した金額を、附則第三十四条第二項前段の規定により読み替えられた同法第三十九条第

一項に規定する元年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 省略

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置)

第三十九条 元年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち元年適用日から元年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等輕減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から輕減対象税込課税仕入れ等の金額を控除した残額に百十分の七・八を乗じて計算した金額との合計額を、当該適用対象期間における卸売業及び小売業に係る課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れ等の消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税仕入課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 省略

二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る元年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

一項に規定する三十一年輕減対象資産の譲渡等に係るものとして、同項の規定を適用することができる。

7 同上

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な小売業等を営む中小事業者に対する経過措置)

第三十九条 三十一年輕減対象資産の譲渡等を行う事業者が、適用対象期間（その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除く。）のうち三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過する日の属する課税期間の末日までの期間に該当する期間をいう。次項において同じ。）中に国内において行った卸売業（前条第二項に規定する卸売業をいう。以下この項において同じ。）に係る課税仕入れに係る支払対価の額又は当該適用対象期間中に保税地域から引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情があるときは、消費税法第三十条第一項の規定にかかわらず、当該課税仕入れに係る支払対価の額及び当該課税貨物に係る税込引取価額の合計額に小売等輕減売上割合（第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合をいう。次項において同じ。）を乗じて計算した金額（以下この項において「輕減対象税込課税仕入れ等の金額」という。）に百八分の六・二四を乗じて計算した金額と、当該合計額から輕減対象税込課税仕入れ等の税額（同条第一項の規定により控除する同項に規定する課税仕入れ等の消費税額及び同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税仕入課された又は課されるべき消費税額をいう。第三項において同じ。）の合計額とすることができる。ただし、前条第二項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一 同上

二 当該適用対象期間中に国内において行った卸売業及び小売業に係る三十一年輕減対象資産の譲渡等の税込価額の合計額

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、元年適用日から元年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

省略

3 第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、元年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

省略

(適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

第四十四条 五年施行日から令和六年三月三十一日までの間のいずれかの日に五年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、五年施行日の六月前の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者については、五年施行日の三月前の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

(課税仕入れ等を適用税率別に区分することが困難な中小事業者に対する経過措置)

第四十条 その基準期間における課税売上高が五千万円以下である課税期間（二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間及び同項に規定する分割等に係る課税期間を除き、三十一年適用日から三十一年適用日以後一年を経過する日までの日の属する課税期間に限る。次項及び第三項において「適用対象期間」という。）中に国内において行った課税仕入れに係る支払対価の額又は当該課税期間中に保税地引き取った課税貨物に係る税込引取価額を税率の異なるごとに区分して合計することにつき困難な事情のある事業者が、当該課税期間につき同条第一項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を当該課税期間の末日までにその納税地を所轄する税務署長に提出したときは、当該事業者は同項の規定による届出書を当該課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

同上

3 第一項の規定により二十八年新消費税法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者は、三十一年適用日前においても、適用対象期間に係る同項の届出書を提出することができる。

同上

(適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置)

第四十四条 三十五年施行日から平成三十六年三月三十一日までの間のいずれかの日に三十五年改正規定による改正後の消費税法（以下附則第五十三条までにおいて「新消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者は、三十五年施行日前においても、同条第二項の規定の例により、同項の申請書を提出することができる。ただし、三十五年施行日に同条第一項の登録を受けようとする事業者は、三十五年施行日の六月前の日（消費税法第九条の二第一項の規定により同法第九条第一項本文の規定の適用を受けないこととなる事業者については、三十五年施行日の三月前の日）までに、当該申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

前項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の申請書を提出し

前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3
税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下この項及び次項において「登録開始日」という。）が五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

新消費税法第五五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が五年施行日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十二条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第二項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十二条第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 省略

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出し

2 前項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（次項の規定により同条第三項の規定による登録に係る同条第七項の通知を受けた事業者に限る。）は、当該申請書に記載した事項に変更があつたときは、三十五年施行日前においても、同条第八項の規定の例により、同項の届出書を提出しなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により新消費税法第五十七条の二第二項の申請書の提出を受けた場合又は前項の規定により同条第八項の届出書の提出を受けた場合には、三十五年施行日前においても、同条第三項から第七項まで及び第九項の規定の例により、同条第三項の規定による登録、同条第四項の規定による公表、同条第五項の規定による登録の拒否、同条第六項の規定による登録の取消し、同条第七項の規定による通知及び同条第九項の規定による登録の変更（以下この項において「登録等」という。）をすることができる。この場合において、これらの規定の例によりされた登録等は、三十五年施行日（同条第一項の登録がされた日（以下この項及び次項において「登録開始日」という。）が三十五年施行日の翌日以後である場合には、当該登録開始日）においてこれらの規定により行われたものとみなす。

新消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出した事業者（登録開始日が三十五年施行日の属する課税期間中である事業者に限る。）の当該課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間、消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項から第四項まで、第十二条第一項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間及び当該登録開始日の前日までに同法第十条第一項の相続、同法第十一條第一項の合併又は同法第十二条第五項の吸收分割があつたことにより消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）のうち当該登録開始日から当該課税期間の末日までの間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、消費税法第九条第一項本文の規定は、適用しない。

5 同上

(五年施行日前に登録国外事業者であつた者に関する経過措置)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、令和五年九月一日において登録国外事業者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。）附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。）である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、五年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納税地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿（同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。）に氏名又は名称、同条第四項の登録番号（第三項において「新登録番号」という。）その他の政令で定める事項を登載するものとする。

3 2 省略

第一項の規定により適格請求書発行事業者（新消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。）となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書、同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記録することにつき困難な事情があるときは、五年施行日から令和六年三月三十一日までの間に交付するこれらの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することができる。

4 第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、五年施行日の前までに二十七年改正法附則第三十九条第一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、五年施行日に新消費税法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。

(三十五年施行日前に登録国外事業者であつた者に関する経過措置)

第四十五条 前条の規定にかかわらず、平成三十五年九月一日において登録国外事業者（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。）附則第三十八条第一項ただし書に規定する登録国外事業者をいう。次項及び第四項において同じ。）である者であつて、二十七年改正法附則第三十九条第十一項の規定による届出書を提出していない者は、三十五年施行日において新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けたものとみなして、この附則及び新消費税法の規定を適用する。この場合において、その納税地を所轄する税務署長は、適格請求書発行事業者登録簿（同条第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿をいう。次項において同じ。）に氏名又は名称、同条第四項の登録番号（第三項において「新登録番号」という。）その他の政令で定める事項を登載するものとする。

3 2 同上

第一項の規定により適格請求書発行事業者（新消費税法第二条第一項第七号の二に規定する適格請求書発行事業者をいう。）となつた事業者が、新消費税法第五十七条の四第一項から第三項までの規定により交付する同条第一項の適格請求書、同条第二項の適格簡易請求書若しくは同条第三項の適格返還請求書に新登録番号を記載することにつき困難な事情があるとき、又は同条第五項の規定により提供する同項の電磁的記録に新登録番号を記録することにつき困難な事情があるときは、三十五年施行日から平成三十六年三月三十一日までの間に交付するこれらの書類に記載する新登録番号又は提供する当該電磁的記録に記録する新登録番号に代えて、第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第四項の登録番号を記載し、又は記録することができる。

第一項の規定の適用を受ける登録国外事業者が、三十五年施行日の前までに二十七年改正法附則第三十九条第一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官へ提出したときは、三十五年施行日に新消費税法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を当該税務署長に提出したものとみなす。

(五年改正規定の施行に伴う消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

(三十五年改正規定の施行に伴う消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第四十六条

この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法の規定は、五年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び五年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに五年施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、五年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び五年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに五年施行日前に国内において事業者が行つた課税貨物に係る消費税について適用し、五年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び五年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに五年施行日前に国内において事業者が行つた課税貨物に係る消費税について適用する。

2

新消費税法第九条第一項の規定は、五年施行日後に開始する課税期間について適用し、五年施行日以前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

第四十七条

消費税法第十八条第一項の個人事業者が、五年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十八条

事業者が、五年施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、五年施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第四十九条

新消費税法第四十三条の規定は、五年施行日以後に終了する

第四十六条

この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法の規定は、三十五年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び三十五年施行日以後に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十五年施行日以前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに三十五年施行日以後に保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、三十五年施行日前に国内において事業者が行つた資産の譲渡等及び三十五年施行日前に国内において事業者が行つた課税仕入れ並びに三十五年施行日前に保稅地域から引き取つた課税貨物に係る消費税について適用する。

2

新消費税法第九条第一項の規定は、三十五年施行日後に開始する課税期間について適用し、三十五年施行日以前に開始した課税期間については、なお従前の例による。

(小規模事業者に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

第四十七条

消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十五年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置)

第四十八条

事業者が、三十五年施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき、三十五年施行日以後に新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第四十九条

新消費税法第四十三条の規定は、三十五年施行日以後に終了

同条第一項に規定する中間申告対象期間から適用する。

- 2 新消費税法第四十五条の規定は、五年施行日以後に終了する課税期間から適用する。

(適格請求書等の交付に関する経過措置)

第五十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、五年施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等について適用する。

2 事業者が、五年施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（三十年改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等及び旧効力消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で五年施行日以後にその支払が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち五年施行日以後に行つたものとみなされる部分の課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、五年施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額を収入した日が五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

4 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、五年施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

5・6 省略

(国、地方公共団体等に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

第五十一条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、五年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕

する同条第一項に規定する中間申告対象期間から適用する。

- 2 新消費税法第四十五条の規定は、三十五年施行日以後に終了する課税期間から適用する。

(適格請求書等の交付に関する経過措置)

第五十条 この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、三十五年施行日以後に国内において事業者が行う課税資産の譲渡等について適用する。

2 事業者が、三十五年施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定するリース譲渡（三十年改正法第五条の規定による改正前の消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等を含む。以下この項において同じ。）につき、当該リース譲渡に係る賦払金の額で三十五年施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該リース譲渡のうち三十五年施行日以後に行つたものとみなされる部分の課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

3 消費税法第十八条第一項の個人事業者が、三十五年施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価の額を収入した日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

4 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十五年施行日前に行つた課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等については、新消費税法第五十七条の四第一項の規定は、適用しない。

5・6 同上

(国、地方公共団体等に係る課税仕入れの時期の特例を受ける場合における消費税額の控除に関する経過措置)

第五十一条 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、三十五年施行日前に行つた課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用の支払をすべき会計年度の末日が三十五年施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条及び第三十二条の規定による仕

入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。

2 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が五年施行日前に行つた課税仕入れに関する経過措置については、前項の規定に準じて、政令で定める。

(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

第五十二条 事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、五年施行日から五年施行日以後三年を経過する日（同条第一項において「適用期限」という。）までの間に国内において行つた課税仕入れ（新消費税法第三十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次条第一項において同じ。）が、五年改正規定期による改正前の消費税法（以下この条及び次条において「旧消費税法」という。）第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるものについては、同条第九項に規定する請求書等を新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額（同条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第一項において同じ。）に百十分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるも三項及び次条第一項において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額に百分の八十を乗じて算出した金額を新消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

(法人の準備金に関する経過措置)

2 4 省 略

(法人の準備金に関する経過措置)

による仕入れに係る消費税額の控除については、なお従前の例による。2 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が三十五年施行日前に行つた課税仕入れに関する経過措置については、前項の規定に準じて、政令で定める。

(適格請求書発行事業者以外の者から行つた課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)

第五十二条 事業者（新消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。以下この条及び次条において同じ。）が、三十五年施行日から三十五年施行日以後三年を経過する日（同条第一項において「適用期限」という。）までの間に国内において行つた課税仕入れ（新消費税法第三十条第一項の規定の適用を受けるものを除く。次条第一項において同じ。）が、三十五年改正規定期による改正前の消費税法（以下この条及び次条において「旧消費税法」という。）第三十条の規定がなお効力を有するものとしたならば同条第一項の規定の適用を受けるものについては、同条第九項に規定する請求書等を新消費税法第三十条第九項に規定する請求書等とみなし、かつ、当該課税仕入れに係る支払対価の額（同条第八項第一号ニに規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。次条第一項において同じ。）に百十分の七・八（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等（新消費税法第二条第一項第九号の二に規定する軽減対象課税資産の譲渡等をいい、消費税法第七条第一項、第五条の規定による改正後の同法第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるも三項及び次条第一項において同じ。）に係るものである場合には、百八分の六・二四）を乗じて算出した金額に百分の八十を乗じて算出した金額を新消費税法第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る消費税額とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第八項第一号ハ中「である旨」とあるのは、「である旨」及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第五十二条第一項の二条第一項の規定の適用を受ける課税仕入れである旨」とする。

第九十三条 省略

施行日前に全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十五条第一項の指定を受けた法人の当該指定に係る旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第一号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十三条 同 上

施行日前に全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第十五条第一項の指定を受けた法人の当該指定に係る旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する承認積立計画に係る同項の新幹線鉄道大規模改修準備金（連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十八第一項の新幹線鉄道大規模改修準備金を含む。）については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | |
|-------------------|----------------|-------------------|---|
| | | | 第一項 第二号 連結事業年度に 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）において |
| 第七項 第六十八条の四 | 第三項から第六項 まで | 第六十八条の四 十八第一項 | 第六十八条の四 十八第一項 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第一百六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十八第一項 |
| 旧効力措置法第六十八条の四十八第一 | 項 | 旧効力措置法第六十八条の四十八第一 | |

| | | | |
|------------|--|---|---|
| 第三項から第七項まで | | 二号 | 第一項第二号 |
| 同上 | | 十八第一項 | 第六十八条の四 |
| 同上 | | 六百一十五号）附則第六十一条による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十八第一項 | 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第六十一条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力措置法」という。）第六十八条の四十八第一項 |

| 第十二項 | | 第九項 | | | | | | 十八第一項 |
|-------|--------------------|-------------------|-----|---------|--|---|--|-------|
| 十八第一項 | 第六十八条の四 | 第五十五条第十 | 省 略 | 場合を含む。) | により、当該事業年度の確定申告書等を提出できる者でないとき(| 合において、当該事業年度に該当していた場合に該する事由により、その効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日)を含む | が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日前日を含む事業年度が該当していた場合に該する事由により、その効力を失つた場合で、かつ、当該法人が | |
| 項 | 旧効力措置法第六十八条の四十八第一項 | 令和二年旧措置法第五十五条第十一項 | 省 略 | 場合に | により、その効力を失つた日の前日(当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日)を含む | 四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が | について、法人税法第六十四条の十第一項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合で、かつ、当該法人が | |

| | | |
|---|--|----|
| | 同上 | 同上 |
| | 第 六 十八 条 の 四 十 八 第一 項 | 同上 |
| 項 | 旧効力措置法第六十八条の四十八第一 | 同上 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|----|----|---|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 省略 | 省略 | 項 | 第五十六条第一項 | 第五十五条第十項 | 第十四項 | 第十三項 | | | | | | | 省略 |
| 省略 | 省略 | 項 | 第五十六条第一項 | 第五十五条第十項 | 令和二年旧措置法第五十五条第十二項 中「第六十八条の四十三第十項」とあ るのは、「所得税法等の一部を改正する 法律(平成二十八年法律第十五号)附 則第一百六条第二項の規定によりなお その効力を有するものとされる同法第 十条の規定による改正前の租税特別措 置法(以下この条において「旧効力連 結措置法」という。)第六十八条の四 十八第十一項 |

| | | | | | | | | | | |
|----|----|------------------|----|----|----|----|----|---|----|----|
| | | 同上 | 同上 | | | | | | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 項 第五十六条第一 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | | 同上 | 同上 |
| 同上 | 同上 | 旧効力単体措置法第五十六条第一項 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 | 第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十八第十一項 | 同上 | 同上 |

| | | | |
|------|---------------|--------------|-------------------|
| 第十五項 | 省略 | 省略 | 省略 |
| 第十六項 | 第五十五項第十 九項 | 第五十六項第一 項 | 令和二年旧措置法第五十五条第十九項 |
| | 省略 | 省略 | 旧効力単体措置法第五十六条第一項 |

(適格請求書発行事業者の登録の取消し等に関する特例に関する経過措置)

第一百二十八条の二 新租税特別措置法第八十六条の五第十三項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が令和五年十月一日以後に五年改正規定による改正後の消費税法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出する場合について適用し、新租税特別措置法第八十六条の規定は、同項の適格請求書発行事業者が同日以後に同条第三項の届出書を提出する場合について適用する。

(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供等に関する経過措置)

第一百五十三条 事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。)附則第三十五条に規定する新消費税法適用日から令和五年九月三十日までの間(以下この条において「旧法適用期間」という。)国内において行つた同項第十二号に規定する課税仕入れのうち同項第四号の二に規定する国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において同じ。)に係るものに係る二十七年改正法附則第三

| | | | |
|----|--------------|------------------|----|
| 同上 | 第五十六条第一 項 | 旧効力単体措置法第五十六条第一項 | 同上 |
| 同上 | | | 同上 |
| 同上 | | | 同上 |

(適格請求書発行事業者の登録の取消し等に関する特例に関する経過措置)

第一百二十八条の二 新租税特別措置法第八十六条の五第十一項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が平成三十五年十月一日以後に三十五年改正規定による改正後の消費税法第五十七条の二第十項第一号の規定による届出書を提出する場合について適用し、新租税特別措置法第八十六条の五第十二項の規定は、同項の適格請求書発行事業者が同日以後に同条第三項の届出書を提出する場合について適用する。

(国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供等に関する経過措置)

第一百五十三条 事業者(消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)が、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第九号。以下この条において「二十七年改正法」という。)附則第三十五条に規定する新消費税法適用日から平成三十五年九月三十日までの間(以下この条において「旧法適用期間」という。)に国内において行つた同項第十二号に規定する課税仕入れのうち同項第四号の二に規定する国外事業者から受けた電気通信利用役務の提供(同項第八号の三に規定する電気通信利用役務の提供をいい、同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において同じ。)に係るものに係る二十七年改正法附則第三

十八条第一項から第三項までの規定の適用及び第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第一項の規定により登録を受けた事業者が、旧法適用期間に国内において行つた電気通信利用役務の提供に係る二十七年改正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十二項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が令和元年十月一日以後に開始する連結事業年度における同条第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十条 前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十二項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成三十一年十月一日以後に開始する連結事業年度における同条第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

第三十八条第一項から第三項までの規定の適用及び第十八条の規定（同条中二十七年改正法附則第三十五条の改正規定、二十七年改正法附則第三十六条第一項の改正規定及び二十七年改正法附則第三十八条から第四十条までの改正規定に限る。）による改正前の二十七年改正法附則第三十九条第一項の規定により登録を受けた事業者が、旧法適用期間に国内において行つた電気通信利用役務の提供に係る二十七年改正法附則第三十八条第四項及び第五項の規定の適用については、なお従前の例による。